

貸金業者の金利取締りに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成元年一月二十日

参議院議長　土屋 義彦 殿

猪  
熊  
重  
二

## 貸金業者の金利取締りに関する質問主意書

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「金利取締法」と略称する)第五条第二項は、貸金業者(貸金業の規制等に関する法律第二条にいう貸金業者)の高金利貸付けを処罰する内容であり、年四十・〇〇四ペーセント(一月二十九日を含む一年については年四十・一一三六ペーセントとし、一日当たりについては〇・一〇九六ペーセント)を超える割合による利息の契約・受領を処罰するものとしている。しかし、同法は、更に附則(昭和五十八年五月十三日法律第三十三号)第三項によつて、右の利率につき、同法施行(昭和五十八年十一月一日)後三年を経過する日(昭和六十一年十一月一日)の翌日から別に法律で定める日までの間は、年五十四・七五ペーセント(同前五十四・九ペーセント、同前〇・一五ペーセント)と読み替えるものとされている。

その上で、同法附則第四項は、右読み替え適用特例の終期である「別に法律で定める日」の確定について、同法施行日から起算して五年を経過した日（昭和六十二年十一月一日）以降において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるべきものと規定している。

現下の経済情勢・低金利の現状等を勘案するならば、右特例は直ちに廃止すべきものと思料される。従つて、右特例廃止のための終期が直ちに法定され施行さるべきものである。

右状況を前提として、以下のとおり質問する。

一 政府は、右「法律で定める日」を確定する資料として、現時における「資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態」をどのように把握しているか。

二 政府は、右「法律で定める日」すなわち貸金業者に対する金利特例廃止のための終期の確定のための法律案を作成し、国会に提出する方針であるか。仮に、その方針であるとすれば、その

時期はいつか。

三 右法律案を作成する予定を有しないとするのであれば、それはいかなる理由によるものか。  
右質問する。